



自社のマイナンバー適正管理を見える形で評価

『マイナンバー適正管理事業者』

認定制度のご案内

<マイナンバー適正管理事業者認定制度とは>

マイナンバーの適正な管理体制を有すると共にこれを運用しており、「社員や取引先、顧客などのマイナンバーを適正に管理している事業者である」と（一社）日本マイナンバー管理協会が認定した事業者に付与される認証です。

<マイナンバー適正管理事業者認定マーク>



マイナンバー適正管理事業者

登録番号：XXX-XXX-XXX

<お問い合わせ先>

（一社）日本マイナンバー管理協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目11番5号 日本橋吉泉ビル 2F

TEL：03-6868-5509 / FAX：03-6868-0827 / メール：info@mma-jp.org

URL：http://www.mma-jp.org/





『マイナンバー適正管理事業者』は

このような事業者・士業事務所におすすめ

①働く人への安心感のために

▷関係者のマイナンバーを適正に管理していることをアピールすることで従業員や取引先に安心感を与えたい事業者

②他社との差別化のために

▷関係者のマイナンバーを適正に管理していることをアピールすることで他社と差別化を図れる事業者

<例 1>多数のアルバイト応募が必要な飲食店

<例 2>多数の登録者が必要な人材派遣事業者

<例 3>マイナンバーの管理方法を知っていることで安心感を与えたい不動産会社

③マイナンバーコンサル案件獲得のために

▷顧客から安心して従業員のマイナンバー管理を委託されたい事業者・士業事務所

▷マイナンバー関連の業務相談やコンサルティング業務を委託されたい事業者・士業事務所

<お問い合わせ先> (一社) 日本マイナンバー管理協会



〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目11番5号 日本橋吉泉ビル 2F

TEL : 03-6868-5509 / FAX : 03-6868-0827 / メール : info@mma-jp.org

URL : <http://www.mma-jp.org/>

日本マイナンバー管理協会

検索



『マイナンバー適正管理事業者』 認証取得のメリット

メリット①

働く人・関わる人に安心感を

- 社員に対してマイナンバー管理の「安心感」を与えることができます
- 取引先に対してマイナンバー管理の「信頼感」を与えることができます

メリット②

顧客から選ばれるために

- 顧客に対してマイナンバー管理の適正さをPRすることで、「安心感」と「信頼感」をもって「選ばれる」事業者となることができます

メリット③

マイナンバーに関するトラブルやクレームを防ぐために

- 「マイナンバー管理に対する正しい知識」を習得することができるため、各関係先とマイナンバーに関するトラブルを避けることができます

メリット④

「本当に必要な」マイナンバー対策をするために

- 「マイナンバー管理に対する正しい知識」を習得することができるため、必要以上にマイナンバー対策に関する費用をかけることを防げます

<お問い合わせ先>

(一社) 日本マイナンバー管理協会



〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目11番5号 日本橋吉泉ビル 2F

TEL : 03-6868-5509 / FAX : 03-6868-0827 / メール : info@mma-jp.org

URL : <http://www.mma-jp.org/>

日本マイナンバー管理協会

検索

『マイナンバー適正管理事業者』認定取得の流れ

「マイナンバー適正管理事業者」認定の必要要件と流れは、以下になります。

STEP1

講習申込

日本マイナンバー管理協会まで、「マイナンバー適正管理事業者講習会」をお申込み下さい。※1

STEP2

講習

「マイナンバー適正管理事業者講習会」を受講された方は、「マイナンバー管理主任者」として認定されます。※2

STEP3

認定申込

規定の人数以上が「マイナンバー管理主任者」となった事業者は日本マイナンバー管理協会に必要書類と共に認定審査の申込を行います。※3

STEP4

登録

認定審査において、日本マイナンバー管理協会が定める基準をクリアした事業者は「マイナンバー適正管理事業者」として認定・登録されます。

※1

● 講習は、「協会から講師を派遣しての集合研修」または「Eラーニング」において実施されます（有料）。会場は、御社でも、当協会の指定する会議室・セミナールーム等でも可。

● 全社員の1/10以上の人数の受講申込みが「マイナンバー適正管理事業者」認定には必要になります。

※2

● 受講者は受講後、「マイナンバー管理主任者」として認定されます。

※3

- ①認定申込書
- ②認定費用払込証明書
- ③(一社)日本マイナンバー管理協会が指定する企業情報(別途案内)

<お問い合わせ先> (一社) 日本マイナンバー管理協会



〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目11番5号 日本橋吉泉ビル2F

TEL: 03-6868-5509 / FAX: 03-6868-0827 / メール: info@mma-jp.org

URL: <http://www.mma-jp.org/>

日本マイナンバー管理協会

検索



『マイナンバー適正管理事業者』認定制度 費用

<登録時>

審査手数料、認定料合わせて

⇒¥50,000（税抜・有効期間2年間）

<更新時>

更新手数料

⇒¥30,000（税抜・有効期間2年間）

※更新時には、マイナンバー管理主任者を対象に、最新のマイナンバー管理事例や法令改正などを学んでいただくべく、「集合研修受講」や「Eラーニング受講」をしていただきます。

※集合研修実施には、別途費用がかかります。

**お問い合わせ・お申込みはFAXまたはTEL、
当協会HPやメール等で下記までお願いします。**

FAX : 03-6868-0827 TEL : 03-6868-5509

 サービスを申し込む 詳しい資料がほしい 担当者より連絡が欲しい

貴社名		氏名	
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
Eメール			

<お問い合わせ先> **(一社) 日本マイナンバー管理協会**



〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目11番5号 日本橋吉泉ビル2F

TEL : 03-6868-5509 / FAX : 03-6868-0827 / メール : info@mma-jp.org

URL : <http://www.mma-jp.org/>

日本マイナンバー管理協会

検索